

別表十二(二十一)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が平成9年改正措置法附則第14条第1項（輸入製品国内市場開拓準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「益金算入額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「積立事業年度」には、当期首現在の輸入製品国内市場開拓準備金の金額のうち、その積立が最も古い事業年度から順次記載します。
 - (2) 「当初の積立額のうち損金算入額14」には、積立事業年度において積み立てた準備金額で損金の額に算入された金額を記載します。
 - (3) 「期首現在の準備金額15」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額18」の金額を事業年度ごとに記載します。
 - (4) 「当期益金算入額」の「5年間均等取崩しによる場合16」は、積立事業年度ごとに、次により記載します。
 - イ 「 $(14) \times \frac{\text{月数}}{60}$ 」の分子には、当期の月数を記載します。

この場合、その月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。
 - ロ 積立事業年度ごとに計算された益金算入額が期首現在の準備金額（目的外取崩しがある場合には、その取崩額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首現在の準備金額を記載します。
 - (5) 「当期益金算入額」の「(16)以外の場合17」には、当期に準備金を目的外に取り崩した場合等に、その取り崩した金額を最も古い積立事業年度の期首現在の準備金額からまず取り崩したもののとして順次記載します。